

《研究論文》

「教育の日」制定をめぐる教育関係団体の活動と役割

— 全国連合退職校長会の活動に焦点を当てて —

宮崎公立大学 住岡敏弘

ABSTRACT

The Strategies and Activities of Education Interest Groups in the establishment process of “Education Day” —A Case of All Japan Federation of Retired Principal

Toshihiro SUMIOKA

Miyazaki Municipal University

Recently, more and more local governments in Japan have begun to establish “Education Day” to celebrate importance of education and teachers. At the date of “Education Day”, community people are expected to grow interest in education at home, schools and community by holding many projects such as open house, social gathering and cultural festival, etc.

The aim of this paper is to clarify the strategies and activities of “*Zenrentai* (All Japan Federation of Retired Principal)” in the establishment process of “Education Day” by analysis of the documents by *Zenrentai*.

Zenrentai demands to establish “Education Day” as holiday at national level. On the other hand they appeal local government to establish “Education Day” with local brunch of *Zenrentai*. Their appeal strategy transformed in correspondence with expansion of “The Education Day” at local level.

I 課題設定

近年、「教育の日」を制定する動きが全国的に広がっている。平成 23 年 12 月現在、32 都道県と 135 市町村で「教育の日」が制定され¹、地域住民に教育について関心を高める機会が重点的に提供されている。例えば、宮崎県内では、日之影町が、2003（平成 15）年から 11 月の第 4 日曜日を「日之影町教育の日」と定め、町内の小中学校を保護者や地域住民に開放している。県も、2006（平成 18）年以降、毎年 10 月の家庭の日（第 3 日曜日）からの 1 週間を「みやざき子ども教育週間」と定めている。県民みんなで健やかな子どもたちを育むため、学校では、オープンスクールや文化祭などが、地域では、教育講演会や親子体験イベントなどが開催されてきた。こうした「教育の日」の取り組みは、地域の教育力を高める取り組みとして全国的に注目を集めてき

ている。

本稿は、地域社会の教育力を向上させるための施策として、地方自治体による「教育の日」に焦点を当て、その制定過程ならびに現状とその特質を明らかにすることを目的とする。2008（平成 20）年 2 月 19 日に中央教育審議会生涯学習分科会からだされた「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」の第 1 部「今後の生涯学習の振興方策について」の「3 目指すべき施策の方向性」の「(2)社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」のなかでは、「社会全体の教育力を向上させることは、それぞれの地域社会がその教育力を向上させることによってなし得ることである。それぞれの地域社会は、学校・家庭・地域によって構成され、それらが社会教育の充実に貢献している。今後は、さらに、それぞれがもつ特色を発揮して、その役割に応じて共通の地域の目標を共有することが求められる」と述べ、学校、家庭、地域が目標や課題を共有し特色ある教育活動を展開する必要性が指摘されている。「教育の日」をめぐるのは、「教育の日」制定過程において、地域社会に存在する教育関係団体、経済団体、NPO、町内会、スポーツや芸術団体等、様々な団体が関与しており、制定後の活動にも、これらの団体が共通のスローガンや目標のもとに多様なイベントや活動を繰り広げており、地域の教育力向上に寄与している。すなわち、「教育の日」の制定過程を明らかにしようとするれば、行政機関が実施する政策のみならず、その政策形成過程における地域の多様な機関や団体の活動を詳細に分析することが不可欠であるといえる。

そこで、本稿は、地方における「教育の日」の制定過程を捉えること目的として、教育関係団体のひとつ、全国連合退職校長会（以後、「全連退」と略称）の「教育の日」制定に向けた活動に焦点を当てる。「教育の日」については、2000（平成 12）年 12 月の「教育改革国民会議報告—教育を変える 17 の提案—」のなかで『「教育の日」を設けるなど、地域における教育への関心と支援を高めるための取組を進める』ことが提言されている。一方で、教育改革国民会議開催前から、PTA 全国協議会や日本教育会、全連退など、いくつかの教育関係団体が「教育の日」に高い関心を示し、その制定を求め活動を行ってきた。そのなかでも、全連退は、早い段階から「教育の日」制定活動に関心を寄せてきた。そこで、教育改革国民会議における議論が進んでいくなかで、地方における「教育の日」の制定状況がどのように展開し、そのなかで、全国連合退職校長会が、どのような理念や方針をもち、具体的に活動を行ったかについて分析し、その特質を明らかにする。

II 全国連合退職校長会による「教育の日」制定活動の開始

1 「教育の日」制定活動開始までの経緯

全国連合退職校長会は、1996（平成 8）年 6 月 15 日の第 31 回総会において、「教育の日」制定委員会の設置を決定し、「教育の日」制定に向けて活動を開始した。全連退はまず、全国都道府県の退職校長会（51 団体）に対し、「教育の日」の制定についての意向をアンケート調査し、その結果約 80% の賛意を得た。そこで、1998（平成 10）年 6 月の定期総会において、その推進について決議し、9 月の常任理事会の了承を得て、「教育の日」制定推進委員会（以後、「推進委員会」と略称）を設定し、本格的な活動を開始することとなったのであるⁱⁱ。

推進委員会では、第 1 回（11 月 19 日）、第 2 回（12 月 8 日）、第 3 回（1999（平成 11）年 3 月

18日)、第4回(4月26日)の一連の会議で「教育の日」制定趣意書とその意義を決定しているⁱⁱⁱ。

2 「教育の日」制定の趣意書

推進委員会で策定された趣意書は次の通りである。

「教育の日」制定の趣意書

国家百年の計は教育に在ると言われております。今日、日本の教育の現状をおもんに、生涯学習社会の形成を目指し「生きる力」の育成を意図した教育の改革が進んでおります。しかし、大戦後、半世紀余を経た現在、国際化や情報化の進展、環境問題の発生など、急激な社会の変化に伴い、これからも広範囲に亘り憂慮すべき状況が継続するものと考えざるを得ません。

この重大な状況を根底から改善するには、国際社会の中で主体的に生きることの出来る日本人の育成を目指した教育のいっそうの振興・充実のために、必要な諸条件の改善・整備・充実、並びに生涯学習の振興に努めるとともに、教育に携わる人々が、その使命・役割について自覚を深め、志気を高め、国民から厚い信頼と深い尊敬を得て、意欲を持って充実した教育に当たることが肝要と考えております。

ここに広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての「教育の日」を制定することの意義を見出しました。

このことが、我が国の教育のいっそうの充実と正常化を招き、更なる文化国家日本の建設への道であり、世界の国々から、より信頼を得ることになると確信いたしております。

趣意書に示されたように、全連退が「教育の日」の制定を求めた背景には、現在の教育について「広範囲に憂慮すべき状況」が存在することが挙げられる。具体的には、「今、日本の青少年の現状は、学力の低下、自発的な勉強の時間は諸外国に比べて最低。専ら享楽志向で、将来の日本への責任感も乏しく、凶悪犯罪に対しても罪悪感がない」と我が国の現状を訴えている。さらに、「国家百年の計と言われる教育の重要性について、各界・各層の認識が不十分であり、教育を担当し、真摯な努力・精進を重ねている教育関係者への尊敬の念も薄れ、今はまさに教育の危機的状況である。ここに、教育尊重の気運を高める契機となる『教育の日』を制定する趣旨がある」と述べている^{iv}。

そこで、「教育の日」の在り方については、「1年に一日でもよい、国民一人ひとりが個人で、仲間の人々と、地域の人々と“今の教育の在り方を考える”機会を設け相互に考え、話し合い、そこで見出したことを教育関係機関や報道機関等に伝え世に問うことが大切である。また、我が国の教育に尽瘁された先人の偉業を偲び、現に教育に精進されている人々の志気を高めることも、教育の在り方を考える一方策である。全退連の考えている『教育の日』は、このように我が国教育の一層の振興を期して共に考える日として制定を目指している^v」として、教育やそれに尽力している教師への尊敬の念を高揚させることに重点がおかれている^{vi}。

3 地方における「教育の日」制定運動の開始

全連退は、「教育の日」を国民の祝日にしようと運動を進めていたが、実際、実現がすぐには難しいことが認識される^{vii}と、推進委員会のなかで「当分の間、各都道府県、市町村ごとに『教

育の日』の制定を目指して情報の提供等につとめること」、そして、「制定の気運の高まりにあたって、全連退は先走ることのないように心して、全体の調整推進の役割を果たすことが肝要であること」との申し合わせがなされた^{viii}。そこで、1999（平成 11）年 7 月 21 日開催の推進委員会で、下記のような全国的な取り組み方針が具体的に示された。

ア 趣意書の活用をいっそう図ること。

各県へ「趣意書」を発送し、退職校長会が中心になって県内各市町村の教育関係諸団体や一般の人々に伝え、「草の根」的な活動を推進することが大切である。

イ 各県の退職校長会に「教育の日」制定を目指した活動をする組織(委員会等)の設置をお願いしたい。

その組織ができると、東京の制定推進委員会とネットワークを組み、情報交換などに役立てることができる。

ウ トップ・ダウンを戒め、「草の根」的な活動をいっそう推進し、「教育の日」制定の気運を盛り上げる。

「教育の日」は、国、都道府県が音頭をとって制定に向かうよりも、退職校長会の会員が、学区、公民館区域等それぞれの居住地区において、その地域の諸行事に参加しながら教育尊重の気運を高めていく活動をしていくことが先ず重要である。…（中略）…

また、各都道府県退職校長会が、現職の園長・校長会、教育関係団体、P.T.A.等の肩を叩き、地域ごとの「教育の日」制定に向けての協力・協賛を依頼し、さらに、その動きをコーディネートすることも良策である。

このように初期の運動方針では、前述の「趣意書」を活用しつつ、各道府県の退職校長会が中心となって、「草の根」的な活動を盛り上げていくことが重要であり、全連退は、そのための情報提供や全体調整の役割を担うとされたのである^{ix}。

4 教育関係団体との連携の模索

全連退は、「教育の日」制定に向けて、教育関係団体との連携を進めていく。1999（平成 11）年 12 月 9 日には、全連退の土橋会長、太田事務局長が、社団法人 日本 PTA 全国協議会（以後、「日 P」と略称）の松井石根会長と懇談し、「教育の日」制定に向けて連携を模索している。日 P は、1999（平成 11）年 10 月 9 日、全国会長会において、「世界から尊敬される日本を築くために、広く国民に青少年の育成や教育について考える機会を設ける」ことを趣旨に、わが国の 6・3 制の学制にちなみ、6 月 3 日を教育の日として、「教育の日」制定に向けて、その推進を図ることを決定しており、「教育の日」を制定していくことを全国の PTA を中心に広く教育関係諸団体に呼びかけを行うことを表明していたのである^x。また、12 月 17 日には、全国現職校園長との連絡会が開催され、その席上、「教育の日」に賛意を表明した幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、高等学校長協会に各団体で組織決定するよう要望している^{xi}。

「全連退情報」第 5 号（2000（平成 12）年 1 月 18 日）において、「『全連退』は、全国の PTA の団体をはじめ全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特殊学校の校園長会、全国退職女性校長会、全国公立学校退職教頭会、（財）日本教育会、日本連合教育会、（社）全国教育問題協議会等と連絡を取りながら、『教育の日』制定に向けた全国的な活動をコーディネートしていくことにしている」と教育関係団体との連携協力を進めていく考えを表明し、それに対応して、各地方においても、各地の退職校長会が、PTA や校園長会等と連絡をとりつつ、「教育の日」制定のための諸活動を行うよう呼びかけを行ったのである。

Ⅲ 教育改革国民会議を契機とした「教育の日」制定拡大の動き

1 教育改革国民会議での「教育の日」をめぐる議論

「教育の日」は、小渕内閣のもとで21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討するために設置された「教育改革国民会議」報告を通じて、一気に制定の気運が全国で高まることになる。

国民会議の委員のひとりで、日P理事(のちに会長)の今井佐知子は、国民会議第1回会議(2000(平成12)年3月27日)において、「日本PTAでは、広く国民の間で生涯学習の振興、青少年の健全育成や教育について考える機会を設けることを目的に、国民の祝日として、『教育の日』の法制化に向けた取り組みをしています。今こそ学校、家庭、社会、いや国民みんなが自分にできることを精一杯やる国民運動に展開していくチャンスです。この席でも是非前向きの御検討をいただければと思います」として、「教育の日」制定を国民会議の審議事項として取り上げるよう求めたのである。

これを受けて、平成12年4月25日開催の第3回会議の配布資料5には、「教育改革国民会議の審議事項(座長案)」の「共通審議事項」の検討事項例の「2 改革方策の策定」として「○国民運動、「教育の日」の制定」が挙げられている。そして、第3回会議では、森隆夫委員が、「国民運動、『教育の日』の制定」とありますが、これは私も賛成なんです」と賛意を表明し、栃木県や大宮市など「地方自治体が先行しているときに国としてどうするかということを考えなければいけない」という感じを持っています。」と述べ、国として「教育の日」に対する対応を前向きに考えるよう促す発言をしている。

その後、国民会議は、「人間性」、「学校教育」、「創造性」の3つの分科会に分かれて審議をしていくことになり、「教育の日」については第1分科会(人間性)で審議されることになった。第1分科会の議論では、青少年の凶悪犯罪、いじめ、学力低下など「日本の教育は危篤状態」であり、さらにひ弱で欲望を抑えられない子どもの登場や子どもの模範となるべき大人の幼児化などの現状認識が示され、さらに人格教育や宗教教育が軽視されていることなども問題点として指摘された。これらの点を踏まえ、改革の方向性として「生涯徳育の重視」が打ち出され、その具体的方策のひとつとして、「家庭・地域の教育力の回復」が目指され、その具体的方策のひとつとして、マスコミとも協力した国民的運動の推進が挙げられ、その一環として「国、地方公共団体によるスローガン作り、教育の日の制定」が位置づけられた。第5回会議(7月11日)で森委員は「地方自治体公共団体によるスローガンづくり、教育の日の制定。教育の日をつくるとすれば、スローガンをたくさん並べるのではなくして、1年の一つ、ことしのスローガンはこれですというふうに、1年間は一つのスローガンで深谷市のように『靴を揃えよう』ならそれでいいのですが、1年間それを徹底すれば、人間の欲望は高度化しますから、何か一つマスターすると次に何かやろうという気になるのですから、何でもいいから一つずつ各地方公共団体で決めればよいと思うのです。」として、教育の日では、家庭や地域の教育力の向上に資するべく、少数のわかりやすいスローガンを掲げるよう提案している。

2 教育改革国民会議で出された報告と21世紀教育新生プラン

2000(平成12)年7月26日にだされた「第1分科会の審議の報告」では、「教育は本来、父母、当人、社会が共同して行うものであり、そのすべてが効果に責任を有する」とし、「各家庭も、それぞれに個性のある教育のスローガンを持ったらどうだろうか。『人のいやがることはしない』『甘えるな』『自分を抑える力を持つ』『自分のことは自分でやる』『いじめをするな』、どのようなことでもいい。進歩を前提とすれば、スローガンは毎年変わることもあるだろう。人は変化して生きるすばらしさを持つ。『教育の日』を制定することも考えられる。個人も家庭も学校も地域も、新鮮な思いで改めて問題点を発見するためである。地方公共団体はそれぞれの選択により毎年教育目標を定めることが可能になる。」として、社会をあげての教育の振興するために、個人、家庭や学校、地方公共団体が「教育の日」を制定し、スローガンや目標を掲げることを勧めたのである。

これを受けて、最終報告「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」では、「人間性豊かな日本人を育成する」という大項目の第1の提案「教育の原点は家庭であることを自覚する」の提言(5)に「地域の教育力を高めるため、公民館活動など自主的な社会活動への積極的な支援を行う。『教育の日』を設けるなど、地域における教育への関心と支援を高めるための取組を進める」とされた。

教育改革国民会議報告を受けて、2001(平成13)年1月に、文部科学省は、同報告を具体化した「21世紀教育新生プラン」を発表した。そこには、「1 人間性豊かな日本人を育成する」のなかの政策課題「1 教育の原点は家庭であることを自覚する」のなかの「家庭・地域の教育力の再生」の主要施策のひとつとして『「教育の日」制定などによる地域における教育への取組の推進」が挙げられ、今後のタイムスケジュールとして「地方自治体等への働きかけ」を行うとしている。

3 地方における「教育の日」制定拡大の動き

教育改革国民会議の報告や21世紀教育新生プランが発表され、そのなかで、地域や家庭の教育力の回復の手段として「教育の日」が提案されると、都道府県や市町村のなかに「教育の日」を制定しようとする動きが急速に広まっていった。国民会議開催前までは、「教育の日」を制定しているのは、都道府県レベルでは栃木県のみであり、市町村レベルではひたちなか市と大宮市の2市に留まっていた。ところが、報告公表後を見ると、都道府県レベルでは、平成13年度には、岡山、広島で、平成14年度には、青森、長野、島根、山口で、平成15年度には、宮城、福島、埼玉、東京、奈良、大分、鹿児島各県で、「教育の日」が制定されており、平成23年12月現在で、32都道府県にのぼっている。市町村レベルでも、平成13年度には、12市町村、5年後の18年度には、49市町村、平成23年12月現在で135市町村と一貫して増加している。

IV 教育改革国民会議以後の全連退の「教育の日」制定活動の展開

1 教育改革国民会議に対する全連退の評価と対応

教育改革国民会議担当室は土橋荘司会長に有識者の一人として「教育に関する意見書」を提出するよう依頼し、全連退は2000(平成12)年4月7日に意見書を提出している。そして、その意

見書は、5月11日に開催された第4回会議のなかで、有識者から寄せられたた教育のあり方に関する意見を掲載した冊子の資料として配布され、そのなかで、土橋会長は「国民挙って教育尊重の気運を高揚し、その実をあげるねらいから「教育の日」を制定すること」を求めたのである^{xxii}。

最終報告「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」がだされると、全連退は、『教育の日』を設けるなど、地域における教育への関心と支援を高めるための取組を進める」とした教育改革国民会議の最終報告を、『教育の日』の制定について積極的な提言をしている」と非常に肯定的な評価をしている。さらに全連退は、小学校学習指導要領解説（道徳編）の「社会全体のモラルの低下が、子どもが本来もっている人間としてよりよく生きようとする力もまひさせかねない状況にあるとあってよい」という一節をひきあいに出しつつ、「教育は本来、親、本人、社会全体が協力し、共同で行っていくものである。教育の問題を家庭や学校のみ任せではなく、国民の一人一人が、自らの問題として真剣に考え、主体的に取り組むことが必要である。そのためには、『教育の日』を制定し、広く国民的な論議を高めていくこと」のさらなる必要性を指摘している。

しかし、全連退によると、「現実の問題としては、当面、子供の問題、学校教育の問題に目が向き、教育関係者が中心となって『教育の日』制定や実施についての運動が展開されている。…(中略)…しかし、現象への対処にのみ追われ、その背景や原因となる根本的な問題や、大人自身の自覚や反省にまで至っていない。生涯学習からの視点などの将来への見通しや展望をもち、『教育の日』の推進母体が教育関係者のみでなく、地域住民や企業、団体等にまで広めていくことが、真に「教育尊重の気運」を高めていくことになるのである^{xxiii}」としている。

そして、『教育の日』制定のねらいは、ただ単に『教育尊重の気運を高める』だけではない。生涯学習の充実・振興のための環境の整備・充実や、家庭・地域社会の教育力向上に努め、学校・家庭・地域社会・行政が協力・連携して、それぞれの果たすべき役割を果たし、人的にも物的にも、よい環境の中で学ぶことができるようにしていくことを願ってのものである^{xxiv}』として、教育改革国民会議後、「教育の日」制定のねらいに、従来までの、教育や教師に対する尊敬の念を回復するという観点に加え、生涯学習の充実・振興の観点から、地域住民をはじめ多様な機関や団体を推進母体に取り込み、学校・家庭・地域社会・行政が協力・連携して、地域社会全体の教育力を回復させるといった視点が強調されるようになったのである。

V 全連退による「教育の日」制定活動に関する活動方針の変容

1 「教育の日」制定の進め方の2つの方法の設定

平成13年度「年間活動・研究報告」では、各地方の退職校長会に対して「教育の日」の制定

- | |
|---|
| <p>(1) 地域の退職校長会、地域の校長会、PTA等教育関係諸団体が協力・連携し「教育の日」を立ち上げていく方法。</p> <p>(2) 地域の退職校長会、地域の校長会、PTA等教育関係諸団体が協力・連携し、地域の議会、行政機関（首長部局、教育委員会）に請願、陳情、要望活動を行い、いわゆる行政指導で「教育の日」を制定する方法。</p> |
|---|

以上(1)は従来までの下から盛り上げていく方法、(2)は行政指導が主となるものである。しかし地域の実情や条件によって、これと別な中間的方法もあろうし、(1)(2)にしても地域によって多種多様な方法となることも予想される^{xxv}。

の進め方として、大別して以下の2つの方法を位置づけている。

こうした方針は、これまでの制定県での取り組みを分析して導き出されたものである。全連退によると、平成4年に全国で初めて「とちぎ教育の日」を制定した栃木県では、義務教育振興協議会（傘下11団体）、高校教育振興協議会（傘下12団体）、県社会教育振興協議会、県連合教育会教育祭が協議し、県知事や行政機関の賛同を得て、制定したという、いわば「下からの主体的な盛り上がりで制定され、行政がこれにかかわりつつ一体となって発展してきた事例」と捉えられている。（上記の(1)方針に該当）一方で、平成13年に条例で「おかやま教育の日」を制定した岡山県では、教育の日「制定が、県指導となることを避けて、（県が）各県内各関係機関、団体に呼びかけて、協賛団体とし、『おかやま教育の日』に対する主体的な取り組みを依頼する形をとったという。…まさに県条例を根拠に、各関係団体の積極的な参加を得て、県内全域に「教育の日」の趣旨が網の目のごとく浸透した」としている。こうした事例を「単なる行政指導として形式に終わらせず、主体的な参加協力による実践が行われている」事例と評している。（上記の方針(2)に該当）

これまで「下からの盛り上がり」による「草の根」的な「教育の日」制定を目指していたが、教育改革国民会議後、岡山県をはじめ、条例などによる「行政指導による制定」が現れたことを踏まえて方針(2)が付け加えられたと考えられる。

2 制定活動を進める上での配慮事項

さらに、全連退は、『教育の日』実施運営に当たって検討したいこととして、栃木や岡山の事例を踏まえて各地方で制定活動を行う上での配慮事項を5点挙げている。すなわち、「(1)制定の意義、理想を明確にしておくこと」として、「教育の日」の制定に尽力する際に、「教育の日」の理想は何か、その必然性はどこにあるのかといった、自らの目指すべきところを明確にすること、「(2)関係団体との連携を拡げていくこと」として、限られた地域での活動に終わらず、地域全体、県全体に掛けられるよう制定運動の当初から見通しをもつことが大切であるとしている。そして「(3)行政機関との連携を図ること」を挙げている。この点については、「栃木県の場合は、制定当初から構想・計画について、県知事に理解と支援を取りつけて」おり、「県は補助金として、800万円を計上し、予算面、運営面で大きく支援してくれている」と財源上のメリットを挙げている。「さらに県関係ばかりでなく、中央官庁との連携に努めることは、県や『とちぎ教育の日』のイメージアップにも大切である」として、行政の理解と支援を得ることの重要性を強調している。さらに「(4)『教育の日』を中核に、教育的なイベントを展開すること」として、「とちぎ教育の日」では、「大会の日を中心に、前後1か月間にわたり、参加53団体、関係市町村が、それぞれ個性あるイベントを展開している」ことを紹介し、多様な団体によるイベントの開催による大会の盛り上げの大切さを述べている。その上で、「(5)大会行事、イベントの内容や実施方法なども予想し検討すること」として、近隣諸国の「教師の日」の様子を参考にしつつ、退職校長会としての行事、イベントを企画するよう求めている^{xvi}。

3 「教育の日」制定推進連絡協議会の開催

全連退は、2001（平成13）年度ならびに2002（平成14）年度「教育の日」制定推進委員会の事業計画のなかで、「教育の日」の制定に関する関係機関、団体間で相互の連絡、協議を行う場を設定することを計画していた。その結果、2002（平成14）年6月17日には第1回「教育の日」制定推進連絡協議会を開催するに至る。当日は、全国国公立幼稚園長会長、全国連合小学校長会長、全日本中学校長会長、日本連合教育会長、全国退職女性校長会長、全国教育問題協議会長といった教育関係団体の長をはじめ、文部科学省生涯学習政策局政策課地域政策室室長補佐といった国

の行政担当者も招いている。全連退からは会長、推進委員会委員、会計部長の計 16 名が出席し、その席で、参加の各団体は、「教育の日」制定に賛同と全面的な協力を表明した。そして、全連退は、「今後、この協議会を中心に、協力連携を強め、国に働きかける活動を始めたい。また、草の根的な活動も重要視していく」ことを表明したのである^{xxvii}。

VI 全連退の「教育の日」制定に向けた活動の展開

地方における「教育の日」制定が増加し始めた 2001（平成 13）年度と 2002（平成 14）年度の「全連退情報」にみられる地方の退職校長会の活動をまとめたのが表 1 である。ここでは、各地の「教育の日」の制定に関する情報が丹念に収集されるとともに、退職校長会やその他の教育関係団体が制定活動にどのように関与しているかが全連退に報告されている。こうした「教育の日」の制定情報や各地の退職校長会等の制定活動への関与についての情報は、「全連退情報」に集約され、全国各地の退職校長会に伝達されていったのである。

表 1 全連退情報（平成13年度～平成14年度）にみられる「教育の日」制定情報

発行日	号	退職校長会等の動き
平成 13 年 4 月 9 日	12 号	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山県知事は、県民の教育に対する理解を深め、関心を盛り上げるねらいで、「おかやま教育の日」を県条例で制定する考えを表明。 ○千葉県退職校長会は、全連退の方針に基づき、平成 12 年度に「教育の日」制定推進特別委員会を配置し、趣意書の作成と配布、教育関係団体との懇談会の開催などを実施。県内各地域の団体・住民に知ってもらうために、「教育の日」制定運動Q&Aを発行。
平成 13 年 7 月 26 日	14 号	<ul style="list-style-type: none"> ○6 月 26 日岡山県議会本会議で「おかやま教育の日」条例案が可決、成立。「おかやま教育の日」の設置の目的は、県民の教育に対する認識を高めるとともに、学校教育および生涯学習の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図るためとしている。 ○平成 13 年 6 月 1 日付けの「内外教育」によると、貴志川町は、「教育の重要性を啓発する日」として、6・3 制にちなんで 6 月 3 日を「教育の日」と決定。
平成 14 年 8 月 1 日	20 号	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県退職校長会の尽力で、埼玉県教育委員会は、平成 15 年度から「彩の国教育の日」（仮称）をスタートすることになった。 ○佐賀新聞によると、唐津市PTA連合会と唐津市教育委員会は 6 月の第三日曜日を「唐津市教育の日」に決定。PTA連合会は、「教育の日」を定例化し、授業参観や学校公開を行うとしています。
平成 14 年 8 月 27 日	21 号	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県退職校長会は、平成 13 年 12 月 20 日、要望書を県教育長に提出。教育長からは「できることがあれば協力する」との回答。平成 14 年度、教育振興部の事業・活動計画のトップに「教育の日」制定のことを掲げる。制定にあたっては、(1)制定の取り組みについては、地域で活動が組織化され動き出すまでは、退職校長会が主体となる。(2)県単位の「教育懇話会」同様の組織を市町村単位で立ち上げる。(3)地域の活動が基礎となる。市町村あるいは郡市単位で「教育の日」の活動に入る。(4)市町村長ならびに議員に協力を要請する。平成 14 年 5 月 22 日には、「教育の日」制定に向けて決議を行う。決議文『「教育の日」制定に向け、郡市（市町村）に教育懇話会を設立し、教育諸機関との連携を図り、実践活動を通して教育尊重の気運を高める。』 ○福岡県退職校長会の総会において、宗像市教育委員会が、「教育の日」に準ずる「学校の日」を、毎月 10 日に設定していることを公表。市内 16 の小中学校長のアイデアが基になり、毎月定期的に授業参観を行い、授業充実を図り、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりをしていこうという趣旨で開始。

発行日	号	退職校長会等の動き
平成14年10月25日	23号	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都：都退職校長会は平成13年5月21日に「教育の日」特別委員会を設置し、都議会自民党や都教育長と協議を重ねた。都退職校長会の各支部を中心に署名活動を行い、平成14年5月9日に8919名の署名簿とともに請願書を提出した。9月13日には、都議会文教委員会で趣旨採択、10月18日本会議で議決。 ○埼玉県：埼玉県退職校長会の尽力により、県教委に「彩の国教育の日」（仮称）庁内検討会が設置され、県民対象のアンケート等をもとに検討が重ねられた結果、平成15年度から「彩の国教育の日」（仮称）がスタートすることになった。 ○青森県：平成14年7月30日に青森県退職校長会主導のもと、「あおもり教育の日」制定推進協議会が発足。11月2日、青森市において「あおもり教育の日」制定推進大会開催。 ○千葉県安房郡鋸南町：鋸南町教育委員会は、平成14年9月18日に、鋸南町条例第24号を公布し、毎年11月の第三土曜日を「鋸南町教育の日」とすることに決定。目的「町民が教育の大切さとこれからの教育の在り方について考え、真に、教育の充実した町を築く。」 ○宮城県：宮城県退職校長会は、平成14年度前半に「みやぎ教育の日」設定準備委員会を設置し、その趣旨、期日、運動方針等の検討を重ねている。同委員会は、行政機関・関係団体との協議を重ね、その支援の要請を依頼。県条例の公布を視野に入れ、その気運を高める活動を展開していく。 ○島根県：島根県退職校長会会長は、県教委と連携し、県議会の動向の把握、県議会への要請活動に尽力。平成14年9月25日、超党派県議会議員7名から「しまね教育の日」制定条例案が県議会に共同提案された。本条例案は、可決、制定の予定。

VII 「教育の日」制定に向けた組織体制の強化

2003（平成15）年には、全連退副会長鶴川安男は、巻頭言『『教育の日』更に前進を』のなかで、「『教育の日』の制定にかかわる運動が、ようやく全国的なものになるうとしている。このことは、全国連合退職校長会が、その目標の第一に掲げて、国民運動の展開に大いに努めていることの現れと、喜ばしく感じるところである。」として、各地で「教育の日」制定の動きが広がり、全連退の貢献を高く評価している。しかし同時にこの巻頭言で、鶴川は、今後の「教育の日」制定に向けた運動を進めていく上での「解決しなければならない課題も多い」ことを指摘する。すなわち、「教育関係者のみではなく都道府県民の意識の高揚の在り方、諸経費の問題、さまざまな団体の意見の集約、現在実施されている教育関係の諸事情との調整の問題等である。更にまた、緊迫する国際情勢や混乱する政治経済社会のはざまの中に教育問題が埋没する可能性もないとはいえない」としている²⁰ⁱⁱⁱ。

そうしたなか、平成16年度「年間活動・研究報告」において、推進委員会委員長、船田徳壽は「運動の在り方を反省しさらに一歩前進を図る必要がある」と指摘し、地方における「教育の日」制定に向けての活動や組織体制の強化を進めている。

1 未制定県における調査の実施

推進委員会は、29の未制定県を対象に、「(1)教育の日制定にかかわる隘路や困難点」と「(2)教育の日制定に向けての対策」について調査している。

これをみると、現状では、教育の日制定に向けて、未制定県の退職校長会の約半数が、地域のなかで、「行政機関、教育委員会に対して、理解、協力、陳情、請願」、「他団体への理解、協力、運動参加などの働きかけ」を行っていると回答している。一方で、制定に向けての隘路や問題点

については、約3割の県が「家庭の日、県民の日、その他福祉事業との調整」と回答した他、約2割の県で「学校教育関係その他教育関係諸団体との連携や協力」といった、制定に向けての活動での連携に問題を感じたり、「教育の日に関する委員の意識や関心」、「運動をすすめるための組織やその運営」といった退職校長会自身の活動に対する意識統一や実施体制に問題点を感じているという結果が示されている。

2 地方における働きかけの体制の強化

推進委員会はさらに、「全国各都道府県の教育の日の状況調査や既制定地区の活動の様子などを参考として、「表2 制定のための方策や手順〔例〕」をなるべく具体的に提案し制定運動の推進に資したい」として、以下のような手順を提示している。

同委員会によると、「『教育の日』制定について先進県の取り組みをみると大きく二つに分けられる」という。すなわち、「一つには、各市町村からの盛り上がりを期待し、大方の市町村が制定するのを待って県段階での制定の運びにまとめあげる方式。二つには、現下に発生する教育に

表2 制定手順(例)の提案

〈A案〉

- 1 総会、役員会、その他、会報等を通し「教育の日」制定の意義・趣旨などを繰り返し説明し、会員の理解の深化と意識の高揚を図る。
- 2 退職校長会主催の研修会、講演会などを開催する。行政関係者を招く。
- 3 その時、関係教育諸団体の長に案内し出席を要請し、つながりをつくる。
- 4 相互参加交流を積み重ね、他団体との関係の親密化を図る。
- 5 関係団体共催の形で一つの教育行事を開催することを考え、推進委員会をつくる。
- 6 共催の形で教育行事を開催する。教育委員会関係者を来賓・指導者・助言者として招く。
- 7 その日を「教育の日」として立ち上げることもある。
- 8 趣旨賛同団体を広げ、教育関係以外の諸機関、団体に働きかけ、輪を広げる
- 9 「教育の日」制定実施委員会を組織し、教育委員会、知事部局、議会にも働きかける。
- 10 必要に応じて、平行して条例制定の動きも進める。
- 11 条例制定を得て、全地区として「教育の日」の行事・事業等の充実を図る。
- 12 条例制定を得なくとも、地域として主体的に「教育の日」を展開することも当然である。

〈B案〉

- 1 退職校長会内部で先ず「教育の日」制定発起人会を組織する。
- 2 「教育を語る会」等を開催する。地区内教育関係団体、更に一般団体等にも呼びかける。教育委員会から指導者・助言者を招く。
- 3 その機会に、地区教育振興の一環として「教育の日」制定を提案し、理解を得よう努める。
- 4 条例制定を第一目標として、推進委員会を組織し活動する。
- 5 既制定地区の条例制定運動やその手順・手続きなどを参考として、制定運動に入り行政当局や議会に陳情・請願署名運動を実施する。
- 6 条例制定を得て趣旨賛同団体・諸機関等を結集して、実行委員会を組織し「教育の日」大会・週・月等の行事を開催・実施する。

※〈A案〉と〈B案〉を組み合わせて計画することも考えられる。各地区の実情に即して計画され「教育の日」の制定運動が促進されることを念願する。

※ 制定の方法は、県の条例として定めたもの、〇〇市の「教育の日」を定める規則の形がある。また、〇〇市教育委員会要綱告示、決議の形で制定されている。

関わる問題行動を見たとき、教育振興を図るためには急を要するとして、首長部局及び県教委が、県下の関係諸団体と協議し協力を得て「教育の日」を制定し教育再生をはかる方式」と2つの類型に大別している。

すなわち、上記A案は、平成13年度「年間活動・研究報告」のなかで示された、「下からの盛り上がり」の方針を具体化し、詳細にマニュアル化したものであり、B案は、「行政指導が主なもの」をマニュアル化したものと捉えることができる。こうしたマニュアルを全連退が提示することで、各地方の退職校長会が、「教育の日」制定活動に取り組みやすいようになっている。

Ⅷ 「教育の日」制定活動をめぐる財源確保の問題

平成21年度、推進委員会は、総務部から教育振興部に籍を移した。移籍を機に、教育振興部は、「すべての府県での制定の推進と国における『教育の日』の制定を図るとともに、制定都道県・市町村の事業の充実を期して」アンケート調査を実施している。このなかで特に注目されたのが、「教育の日」事業推進にかかわる財源の問題である。アンケートではまず制定30都道県に対して『教育の日』に関する諸事業・諸行事を進める上で、ネックとなっていることについて尋ねている。その結果、「財源の確保が難」との回答が9都道県と最も多くなったのである。同調査は、さらに、『教育の日』事業に関する予算について訊ねている。県の事業・行事の予算については、「ア 県教委の予算（公費）」として確保されている県として、埼玉、石川、和歌山、広島、愛媛が紹介され、「イ 公費として支出されているが額不明」な県として、熊本、北海道、秋田、岩手、「ウ 県費・参加団体負担・協賛金等」により運営されている県として、青森、茨城、栃木、徳島が紹介されている。全連退の分析によると、「行政が主導する都・県では（事業・行事を進める上で）ネックとなることは少ない」であり、「退職校長会が主導する県では、行政の支援や予算面で苦慮している^{xx}」ことが明らかにされている。一方で、「参加団体分担金、個人的協力金、公費補助金などで（運営資金）をまかなう方式は苦勞が多い」ことを認めつつ、「『教育の日』の意義や在り方からすれば、多くの賛同者の理解あつての事業・行事として好ましい面もある」との指摘もあつた^{xxi}。

さらに平成23年度に、推進委員会は、「教育の日」が条例なのか、首長や教育委員会の告示なのか、関係団体の連合組織による宣言等による制定なのかについて調査し、それぞれの都道県の「教育の日中央大会」の有無とその予算額と負担者について調査している^{xxii}。

このように、「教育の日」を制定する都道県や市町村が増加していくなかで、財源確保における「公費」のあり方が重要な課題のひとつになっており、それにともなって、「教育の日」の制定や運営において行政との関係にも改めて焦点が当てられているといえよう。

Ⅸ ま と め

以上、教育改革国民会議における議論が進んでいくなかで、地方における「教育の日」の制定状況がどのように展開し、そのなかで、全連退が、どのような理念や方針をもち、具体的に活動を行ったかについて分析をしてきた。

全連退は、当時の教育の「広範囲に憂慮すべき状況」に対処すべく1996（平成8）年に「教育の日」制定活動を開始した。彼らの趣意書には、「教育の日」を「教育尊重の気運を高め、国民

の振興を期する日」としている。すなわち、「教育の日」に、教育関係者に対する敬意と感謝の認識を新たに、教育関係者に尊敬の念を高めることが重要であった。この認識が、「意見書」を活用しつつ、各道府県の退職校長会が中心となって、行政機関との連携を図り、「草の根」的な活動を盛り上げていくことが重要である。全連退は、行政機関との連携が教育関係者調整の役割を担うことが重要であるとされたのである。そのために、国や都道府県、市町村、校長会、中学校長会、高等学校長協会との連携が重要である。

一方、教育改革国民会議では、日評理事の今史達郎から「教育の日」の制定の重要性を受け、第1分科会で検討され、最終報告のなかで「地域の教育力を高めるため」…「中略」…「教育の日」を設けるなど、地域における教育への関心と支離を高めるための取組を進める、とされた。

教育改革国民会議の最終報告を受けて、全連退は、「教育の日」制定が民間が教育関係者中心になっていることを反省し、全連退等の観点から「教育の日」推進母体を地域住民や企業、団体までに広げ、学校、家庭、地域社会、行政が連携してより環境の中で学べるようになることを重視するようになった。

そして、文部科学省の「21世紀教育新プラン」で、「教育の日」制定などによる地域における教育への取組を道庁自治体等へ働きかけることが表明されると、「教育の日」を制定する都道府県と市町村は急速に増えたのである。

「教育の日」を制定する都道府県や市町村の増加に伴って、全連退の「教育の日」の制定活動の方針にも変化がみられるようになる。平成13年度「年間活動・研究報告」では、従来の「下から盛り上げていく方法」に加えて、最終報告公表後、岡山県が条例制定を通じて「教育の日」を制定したのを受けて、「行政指導が主となる方法」が加えられた。そして、制定活動を進める上での配慮事項にも「関係団体との連携」に加えて、「行政機関との連携を図ること」と加えられている。2002（平成14）年に開かれた「教育の日」制定推進連絡協議会でも、全連退は、教育関係団体の他、文部科学省との連携をはかったのである。その後、平成16年には、未制定県での調査や既制定県の活動の様子を参考にして、制定手順（例）としてA案とB案が提示された。A案は、これまでの「下からの盛り上がり」の方針を具体化し、詳細にマニュアル化したものであり、B案は、「行政指導が主なもの」をマニュアル化したものと捉えることができる。

以上、全連退は、初期の活動においては、教育関係団体と連携しつつ、「草の根的な活動」を志向していたのに対して、教育改革国民会議最終報告公表以降、「教育の日」制定の都道府県や市町村が増加するに伴って、教育関係団体以外の多様な組織や団体を「教育の日」の制定推進母体に取り込み、相互に連携をはかりながら、行政が主導する制定活動に積極的に関与したり、連携を図っていく方向性がみられるようになった。そして、近年は、制定県の運営の財源が問題になると、行政との関係のありかたにより一層関心が集まっている。すなわち、全連退の「教育の日」制定活動は、教育改革国民会議以降、行政との関係づくりが大きな焦点になっているといえよう。

X 註及び参考文献

- i この数字は、全国連合退職校長会が調べたものである。一方、文部科学省生涯学習政策局政策課地域政策室がまとめた「平成 24 年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」では、平成 24 年 5 月現在で、市町村の制定件数は 118 となっている。なおここで「教育の日」とは、教育週間、教育月間、学びの日、子どもの日などの名称で呼ばれているものを含んでいる。なお、都道府県レベルの動向については、拙稿『『教育の日（週間）』制定の動向と特質』『宮崎公立大学人文学部紀要』第 20 巻第 1 号、2013 年、233 - 239 頁を参照されたい。
- ii 全国連合退職校長会編『設立 40 周年記念誌』、2004 年、31-33 頁。
- iii 平成 12 年度『年間活動・研究報告』、44 頁。
- iv 教育課題刷新委員会編著『“気迫ある管理”が新しい学校を創る』明治図書、2002 年、153 頁。
- v 全国連合退職校長会『「教育の日」推進の変遷－10 年の歩み－』2009 年、2 頁。
- vi 実際、全連退の考える「教育の日」は、教師への感謝や敬意を表す「教師の日」に近いと思われる。全連退の会議では、たびたび海外の「教師の日」が紹介されている。また、モンスターペアレントなど保護者の問題が顕在化したのは 1990 年代後半であると言われており、こうした問題が「教育の日」制定活動の契機になったとも考えられる。
- vii 全連退関係者によると、全連退が国に要望した際に、国からの示唆があったという。
- viii 「全連退情報」10 号（平成 10 年 12 月 18 日）；平成 12 年度『年間活動・研究報告』、44 頁。
- ix 「全連退情報」4 号（平成 11 年 10 月 25 日）
- x 「全連退連情報」5 号（平成 12 年 1 月 18 日）
- xi 「全連退情報」6 号（平成 12 年 2 月 7 日）
- xii 2000（平成 12）年 1 月 19 日に、文部省初等中等教育局長と面談した際、会長から教育改革国民会議の委員に全連退のメンバーを任命するよう要望したが、実現していない。
- xiii 教育課題刷新委員会編著『“気迫ある管理”が新しい学校を創る』明治図書、2002 年、170-171 頁。
- xiv 前掲書、154-155 頁。
- xv 前掲書、158 頁。
- xvi 前掲書、158-159 頁。
- xvii 「全体連情報」20 号（平成 14 年 8 月 1 日）
- xviii 会報誌 147 号（平成 15 年 3 月）
- xix 平成 21 年度『年間活動・研究報告』、12-13 頁。
- xx 平成 22 年度『年間活動・研究報告』、12 頁。
- xxi 平成 21 年度『年間活動・研究報告』、13 頁。
- xxii 平成 23 年度『年間活動・研究報告』、11 頁。

【付記】 本稿は、平成 24 年度宮崎市学術研究振興事業及び平成 24 年度宮崎公立大学理事長・学長特別配当研究事業の研究成果の一部である。

なお、本稿の執筆にあたっては、全連退の入子祐三総務部長ならびに徳永裕人事務局長に研究上のご示唆ならびに情報提供をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。